

1 服装

- (1) 制服は、高校生らしい品位をもったものとする。
 - (ア) 男子においては指定された黒の学生服上下に校章入りボタンを5個、袖ボタンは左右2個をつけ、左襟に校章をつける。学生服を脱いだときは白カッターであること。
 - (イ) 女子においては指定された紺の制服、白ブラウスとし校章を左胸上につける。
 - (ウ) 夏季においては、学校の指示により上衣を脱ぎ、本校指定のシャツを着ること。女子も本校指定のブラウスを着ること。
 - (エ) 男女とも制服に手を加えてはならない。その場合は再購入しなければならないことがある。
- (2) 通学靴は本校指定の運動靴を原則とする。
- (3) くつ下は白色とする。
- (4) 髪は高校生らしく清潔にする。染髪、パーマ、剃り込み、眉剃り等は許可しない。
- (5) ピアス（穴あけ含む）・リング・ネックレスなどの装飾品の着用、持ち込みは許可しない。
- (6) 防寒具は手袋、マフラー（自転車通学者は不可）・ネックウォーマーとし、帽子・耳あては許可しない。
- (7) 通学カバンは学校指定のカバンとし、他のものは許可しない。
 - (ア) 指定かばんに入らない荷物については華美でない補助カバンの使用を許可する。
 - (イ) 部活動所属者が、部活動用品の持ち運びのため、部活動顧問の承認したものに限り許可する。
 - (ウ) 学校指定のカバンの品位・機能を損なうような改造、ペイントなどを行った場合は再購入しなければならないことがある。
- (8) 所持品には名前を明記し、紛失盗難のときにはすぐに届け出る。
貴重品所持のときには特に留意して保管等を依頼する。
- (9) 学校生活に不必要なものは校内に持ち込まない。

2 携帯電話について

携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等は電源を切って鞆の中に入れる。（校内での使用は禁止する）

3 アルバイトについて

やむをえぬ事情で希望する生徒は学級担任に許可願を提出し、校長の許可をうける。

4 運転免許証の取得について

運転免許の取得は禁止する。ただし、新卒求人等で免許取得が必要なときは保護者、後見する人連名で捺印の上、運転免許証取得願を学級担任に提出し、校長の承認をうける。

5 通学

- (1) 交通道徳を守り、他人に迷惑をかけない。
- (2) 通学途上での突発事故に対しては適切に処置し、学校・家庭へ急報する。

6 自転車通学

- (1) 許可制とし、学校を中心とした距離1 km以内は許可しない。ただし特別な事情のあるものは許可願を提出する。
- (2) 自転車は標準ハンドルで両立スタンドを用いること。
- (3) 通学希望者は許可願（所定用紙）を提出し、許可されれば学校指定の鑑札を自転車の後部に貼り、明示する。
- (4) 自転車は学校指定の場所に整頓し、必ず鍵をかけて盗難、いたずら等に対処する。
- (5) 学校の鑑札を紛失したときは直ちに届け出て、再交付の手続きをとる。
- (6) 交通規則をよく守り、マナーの良い運転をする。
- (7) 雨天時は本校指定のレインコートを着用する。傘さし運転は厳禁する。
- (8) 防寒具は手袋、ウォーマーとし、マフラーは禁止する。